へ　求人者及び青少年の募集を行う者（以下この㈠において「求人者等」という。）は、船員職業安定法第十六条第二項（同法第四十八条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、それぞれ、紹介された求職者又は募集に応じて労働者になろうとする青少年（以下この㈠において「紹介求職者等」という。）と雇入契約を締結しようとする場合であって、これらの者に対して同条第一項（同法第四十八条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により明示された従事すべき業務の内容等（以下この㈠において「第一項明示」という。）を変更し、特定し、若しくは削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加するときは、当該契約の相手方となろうとする青少年に対し、当該変更し、特定し、若しくは削除し、又は追加する従事すべき業務の内容等（トにおいて「変更内容等」という。）を明示しなければならないこと。

ト～リ　（略）

ヌ　学校卒業見込者等（法第三十三条の規定により読み替えて適用される法第十三条第一項に規定する学校卒業見込者等をいう。以下同じ。）については、特に配慮が必要であることから、第一項明示を変更し、若しくは削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加すること（ニ㈡により、従事すべき業務の内容等の一部をやむを得ず別途明示することとした場合において、当該別途明示することとされた事項を追加することを除く。）は不適切であること。また、原則として、学校卒業見込者等を労働させ、賃金を支払う旨を約し、又は通知するまでに、船員職業安定法第十六条第一項（同法第三十二条の五、第四十二条第一項、第四十八条又は第五十二条において準用する場合を含む。ルにおいて同じ。）及び紹介求職者等への明示が書面により行われるべきであること。

ル～ヨ　（略）

タ　青少年の募集を行う者は、法第四十八条において読み替えて準用する法第十八条第二項の規定により青少年の募集に関する情報を提供するに際し、当該情報を正確かつ最新の内容に保つに当たっては、次に掲げる措置を講ずる等適切に対応しなければならないこと。

㈠～㈧　（略）

レ～ナ　（略）

ラ　事業主は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条第一項及び船員に関し事業主が求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和八年国土交通省告示第千七十四号。以下「求職活動等セクハラ防止指針」という。）に基づき、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントの防止のため、雇用管理上の措置を講ずること。また、事業主は、求職活動等セクハラ防止指針5及び6を踏まえ、必要に応じて適切な対応を行うように努めることが望ましいこと。

ム　第三の一の雇用管理上の措置を講ずることに関連して、事業主は、就職活動中の学生等（以下このムにおいて「就活生等」という。）に対する言動に関し、次に掲げる取組を行うことが望ましいこと。

㈠・㈡　（略）

へ　求人者及び青少年の募集を行う者（以下この㈠において「求人者等」という。）は、船員職業安定法第十六条第二項（同法第四十八条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、それぞれ、紹介された求職者又は募集に応じて労働者になろうとする青少年（以下この㈠において「紹介求職者等」という。）と雇入契約を締結しようとする場合であって、これらの者に対して同条第一項（同法第四十八条の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定により明示された従事すべき業務の内容等（以下この㈠において「第一項明示」という。）を変更し、特定し、若しくは削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加するときは、当該契約の相手方となろうとする青少年に対し、当該変更し、特定し、若しくは削除し、又は追加する従事すべき業務の内容等（トにおいて「変更内容等」という。）を明示しなければならないこと。

ト～リ　（略）

ヌ　学校卒業見込者等（法第三十三条の規定により読み替えて適用される法第十三条第一項に規定する学校卒業見込者等をいう。以下同じ。）については、特に配慮が必要であることから、第一項明示を変更し、若しくは削除し、又は第一項明示に含まれない従事すべき業務の内容等を追加すること（ニ㈡により、従事すべき業務の内容等の一部をやむを得ず別途明示することとした場合において、当該別途明示することとされた事項を追加することを除く。）は不適切であること。また、原則として、学校卒業見込者等を労働させ、賃金を支払う旨を約し、又は通知するまでに、船員職業安定法第十六条第一項（同法第三十二条の五、第四十二条、第四十八条第一項又は第五十二条の規定により読み替えて準用される場合を含む。ルにおいて同じ。）及び紹介求職者等への明示が書面により行われるべきであること。

ル～ヨ　（略）

タ　青少年の募集を行う者は、法第四十八条により読み替えて準用する法第十八条第二項の規定により青少年の募集に関する情報を提供するに際し、当該情報を正確かつ最新の内容に保つに当たっては、次に掲げる措置を講ずる等適切に対応しなければならないこと。

㈠～㈧　（略）

レ～ナ　（略）

（新設）

ラ　第三の一の雇用管理上の措置を講ずることに関連して、事業主は、就職活動中の学生等（以下このラにおいて「就活生等」という。）に対する言動に関し、次に掲げる取組を行うことが望ましいこと。

㈠・㈡　（略）